

## 仕様書

日本貿易振興機構  
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(静岡貿易情報センター①)
- 2 就業場所 〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル  
静岡貿易情報センター
- 3 部署業務内容 ジェトロとして実施する静岡県内企業向けの海外展開支援業務全般、それに付随する事業
- 4 業務内容
- ① 海外展開を考える中堅・中小企業等に対する相談対応窓口業務及び関連する支援業務
  - ② 支援(候補)企業の海外展開要望のヒアリング・日程調整等と適切なサービスへの橋渡し、社内調整、及びそれに関連した各種手続き(内容確認、案件登録、審査・採択)に係る業務
  - ③ 企業支援関係機関(政府関係機関、自治体、金融機関、産業団体等)との連絡・調整、相談、会合アレンジ、取次業務
  - ④ 支援(候補)企業と外部専門家とのスケジュール調整やアポイント取得、打ち合わせ・面談への同行支援
  - ⑤ 支援候補企業の発掘に向けた企業・関連団体訪問や展示会・セミナー等での相談対応
  - ⑥ 外部専門家等から提出される業務日誌等の管理及び内容確認、ナレッジ共有のための報告書作成・アンケート等取りまとめ及びシステムへの入力・報告
  - ⑦ 支援(候補)企業の定期的なフォローアップ(電話・メール又は訪問)と海外展開の進捗把握ならびに成果把握
  - ⑧ 新輸出大国コンソーシアムに係る内部会議・研修等への参加
  - ⑨ その他中堅・中小企業等の海外展開支援に関わるジェトロの各種サービスの紹介と関係部署、企業との調整
- 募集人数: 1 名
- 出張の有無: 有 年12回程度(国内)
- 残業:
- |     |     |                    |
|-----|-----|--------------------|
| 法定内 | 243 | 時間程度見込まれる(契約期間内合計) |
| 法定外 | 80  | 時間程度見込まれる(契約期間内合計) |
- ※企業訪問や海外事務所あるいは専門家との企業支援に係る調整業務等で1日1～2時間程度の残業が発生することがある。
- 5 派遣契約期間 2020年4月1日 ～ 2021年3月31日
- ※本契約終了後の契約更新なし。
- ※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。  
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 6 勤務時間 9:00 ～ 17:00
- (休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月火水木金
- 7 派遣元の要件
- ① 競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
  - ② 派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
  - ③ 派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい。
  - ④ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
  - ⑤ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
  - ⑥トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
  - ⑦ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
  - ⑧すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求にかかる手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

## 8 派遣職員の必須要件

### ①社会人としての基礎を身につけていること。

・職員(嘱託員・派遣職員含む)及び国内外企業・関係団体等関係者と協調して業務を遂行できるコミュニケーション能力があること。

・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること。

・機密情報、個人情報取り扱いを理解し、適切な対応ができること。

・理由の無い欠勤、遅刻がなく、周りに不快感を与えない身だしなみであること。

・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。

・過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。

・電話対応や対人対応等、マナー・常識を有し、電話対応を厭わず、適切な言葉遣いができること。

・習熟スピードが早く、説明されたことはメモを取り、同じ説明を繰り返す必要がないこと。

### ②業務実施にあたり、以下の経験・スキルを有すること。

・官公庁・企業等において3年以上継続した勤務経験を有し、中堅・中小企業経営者等と丁寧かつ円滑なコミュニケーションができること。また内外関係者と協調して業務を遂行でき、対人関係においてスムーズに対応可能なこと。

・支援企業、外部専門家等からの要望に素早く、柔軟に対応できること。また期限内(業務遂行後1週間以内)に報告書の作成、報告を実施できること。

・貿易・海外ビジネスに携わった経験があること。企業の海外展開に関する知識を有していれば尚可。

OAスキル: 基本的なアプリケーションソフト、E-Mail、Webブラウザ等の操作に習熟しており、各機能を業務で使いこなせていること。具体的には以下の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなせている)こと。

WORD 新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付

EXCEL データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ

PowerPoint 資料の新規作成・加工・編集

Access -

その他 -

英語スキル: レベル TOEIC600点又は英検2級以上相当

使用内容 英文資料のチェック

使用頻度 さほど頻度はない

## 9 その他の要望

企業からの要望ヒアリングと、海外事務所や専門家との連絡の仲介業務は細かい作業が多いので、対人関係を円滑に厭わず対応してくださる方。

## 10 職場の環境

①所長1名、所員1名、非常勤嘱託員2名、派遣職員2名(2020年2月現在)。

②主に所長、所員が業務に関する説明、指示を行う。

③企業支援の観点から、貿易アドバイザー及び同アシスタントとの業務連携もある。

④自動車通勤可(駐車場は各自要手配)。

## 11 その他

### ①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

### ②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

### ③出張

業務に出張が含まれる場合には、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上